

個人番号等を記載した住民票の写しの誤交付について

1 誤交付の発生

平成27年10月20日(火)に、南部地区サービス事務所において個人番号及び住民票コードを誤って記載した住民票の写し1通を交付した。10月21日(水)に、申請者から提出を受けた方から個人番号及び住民票コードが記載されていることについて区に問い合わせがあり、調査したところ誤交付が判明した。

(1) 判明後の対応

ア 直ちに誤交付した住民票の写しを回収し、個人番号及び住民票コードの記載のないものに交換した。申請者には事実経過や今後の対応を説明し、謝罪した。

その後、個人番号については変更の手続を行った。なお、住民票コードについては、申請者から変更を希望しないとの申出があった。

イ 10月23日(金)に東京都を通じ、国へ報告

報道機関へ公表、区ホームページ掲載

2 再発防止のための取り組み

(1) 誤交付の原因

申請者から「個人番号」及び「住民票コード」について記載の請求がないにもかかわらず、職員が発行・交付時の確認を怠り、住民票の写しに記載して交付してしまったことが原因である。

(2) 再発防止策

ア 確認の徹底

住民票の写しの交付手順を再確認するとともに、申請書の個人番号等記載の請求の有無と、出力した住民票の写しの整合性を必ず別の職員が点検チェックして交付することとし、この旨を職員に周知徹底した。

イ システム上の措置

住民記録システムを改修し、個人番号や住民票コードを記載の誤操作を防ぐ仕組みを構築し、10月28日から適用を開始した。

なお、28年1月に区の基幹系システムの再構築を予定しているが、新住民記録システムにおいては、個人番号や住民票コードを記載して発行する操作をすると、番号記載についての確認メッセージが表示される。